

1. 利用者・職員のおケガの補償

きょうされん加盟事業所の利用者および職員向けの傷害保険です。事業所の形態および補償対象者に合わせてご加入タイプをご選択ください。

★原則、利用者全員または職員全員が対象となるようにご加入ください。

Aタイプ：利用者向け活動中のみ（通退所中も含まず。）補償

利用者本人：傷害総合保険（管理下中の傷害危険補償特約割引適用） 保険期間1年 職種級別A級 団体割引15%適用

保護者：傷害総合保険 保険期間1年 職種級別A級

Aタイプ		A1	A2	A3
利用者ご本人 保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	65.2万円	82.9万円	127.6万円
	入院保険金日額	1,500円	2,400円	3,300円
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 入院保険金日額×5(倍)		
	通院保険金日額	900円	1,500円	2,000円
保護者保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	10万円	10万円	10万円
	個人賠償責任 ^(※1)	1,000万円	1,000万円	1,000万円
年間保険料(1名あたり) 一時払		5,000円	7,000円	9,000円

●保護者には、同居の親族の方をご指定ください。

●活動中(管理下中)とは…利用者の方が事業所内・外を問わず活動されている間(事業所の管理下におかれた間)をいいます。

●保護者の補償(死亡・後遺障害)は24時間補償となります。なお、保護者のご職業が13ページ記載のB級のご職業の場合には、死亡・後遺障害の保険金額が7万円となります。

Bタイプ：利用者向け24時間補償

傷害総合保険 保険期間1年 職種級別A級

Bタイプ		B1	B2	B3
利用者ご本人保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	73.3万円	121.7万円	174.9万円
	入院保険金日額	1,400円	2,000円	2,500円
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 入院保険金日額×5(倍)		
	通院保険金日額	500円	800円	1,100円
	個人賠償責任 ^(※1)	1,000万円	1,000万円	1,000万円
年間保険料(1名あたり) 一時払		5,000円	7,000円	9,000円

C・Dタイプ：職員、就労継続支援(A型) ※雇用契約を結んだ利用者 向け補償

Cタイプ：就業中のみ補償

傷害総合保険(就業中のみの危険補償特約割引) 保険期間1年 職種級別A級

Cタイプ		
職員・利用者 ご本人 保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	653.9万円
	入院保険金日額	4,000円
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 入院保険金日額×5(倍)
	通院保険金日額	2,000円
	個人賠償責任 ^(※1)	2,000万円
年間保険料(1名あたり) 一時払		7,000円

●就業中とは…事業者と雇用契約を結び就業されている間をいいます。

(※1) この特約において補償の対象者となる方(被保険者)は、本人・本人の配偶者・本人またはその配偶者の同居の親族・本人またはその配偶者の別居の未婚の子になります。なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。また、各タイプにおける個人賠償責任は、日常生活に起因する偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負った場合が補償の対象となります。職務の遂行に起因する事故は対象となりませんのでご注意ください。

★すべてのタイプに、入院保険金支払限度日数変更特約(支払限度日数(180日))がセットされております。

★中途加入の場合の保険料は、12ページ「利用者・職員のおケガの補償」中途加入・中途脱退方法と保険料のとおりです。

Dタイプ：24時間補償

傷害総合保険 保険期間1年 職種級別A級

Dタイプ		
職員・利用者 ご本人 保険金額 (補償金額)	死亡・後遺障害	263.5万円
	入院保険金日額	4,000円
	手術保険金	<入院中に受けた手術の場合> 入院保険金日額×10(倍) <外来で受けた手術の場合> 入院保険金日額×5(倍)
	通院保険金日額	1,000円
	個人賠償責任 ^(※1)	2,000万円
年間保険料(1名あたり) 一時払		11,000円

保険金のお支払い例

※これらは事例であり、実際の事故によって支払保険金の額は異なります。

- 事業所からの帰り道、横断歩道を急いで渡ろうとして転倒し左足首を捻挫した。
(A1タイプ加入 通院3日間) 1日あたり900円×3日=2,700円
- 昼食中、食べ物を詰まらせ窒息して死亡した。
(A2タイプ加入 死亡) 829,000円
- 利用者がビル清掃の単独実習中、誤ってモップで歩行者にケガを負わせた。
(A3タイプ加入 治療費) 6,000円

保険金をお支払いできない主な場合

〈傷害総合保険〉

利用者・職員のおケガの補償について、保険金をお支払いできない主な事故例をタイプ別に記載しましたのでご確認ください。

●Aタイプ

- 事業所の管理下外での事故 **事故例** 自宅で転倒してケガをした。
- 就業中の事故

など

●Cタイプ

- 就業中以外での事故 **事故例** 自宅で転倒してケガをした。

など

●共通

- 故意または重大な過失による事故
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故
- 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
- 食中毒による事故(細菌性食中毒・ウイルス性食中毒)
- 病気(傷害にあたらぬもの)による死亡・後遺障害、入院、手術、通院
- 地震、噴火またはこれらによる津波等による事故
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- 危険な運動(ピッケル等を使用する山岳登山など)中の事故
- 自動車等による競技・競争中の事故
- 戦争、暴動による事故

など

〈個人賠償責任補償〉

- 故意による事故
- 自動車、航空機等に起因する事故
- 地震、噴火またはこれらによる津波等による事故
- 受託品を除き、被保険者が所有・使用・管理する財物の事故
事故例 賃貸で入居する部屋を破損した。
- 心神喪失に起因する事故
- 被保険者および被保険者と同居する親族に対して賠償責任が発生した事故

など

《ご注意事項》

- AタイプおよびCタイプは、通退所中の事故も対象になります。通退所中とは、自宅と事業所間の日常使用する経路をいい、途中の寄り道中の事故等は対象になりません。
- AタイプおよびCタイプで宿泊をとまう場合は「活動中」「就業中」の対象になりません。ただし、宿泊場所と活動場所が異なり、活動中・就業中の範囲が明確に区分できる場合の「活動中」「就業中」の事故は対象になります。
- 個人賠償責任について、補償の対象となる方(被保険者)は、
 - ①本人
 - ②本人の配偶者
 - ③本人またはその配偶者の同居の親族
 - ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子
 - ⑤本人が未成年者または責任無能力者である場合は、②から④までのいずれにも該当しない本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(本人の親族にかぎりません)。
- 個人賠償責任は日常生活における事故等が補償対象となります。職務従事時の事故は対象となりませんのでご注意ください。
- 補償の対象となる方(被保険者)が事業所を退所された場合は、ご加入いただいているタイプに関わらず解約となりますのでご注意ください。